

島原地域広域市町村圏組合公用車ドライブレコーダーの設置及び管理運用に関する
要綱

令和元年9月11日告示第7号

改正 令和5年3月27日告示第17号

(趣旨)

第1条 この要綱は、島原地域広域市町村圏組合（以下「組合」という。）職員の安全運転意識の向上並びに交通事故等における責任の明確化及び適正かつ迅速な事故処理に寄与するため、組合の公用車に設置するドライブレコーダーの管理運用について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公用車 組合が管理する車両（リース車を含む。）をいう。
- (2) ドライブレコーダー 公用車に設置した周囲の映像及び音声を記録する装置をいう。
- (3) データ ドライブレコーダーにより撮影された画像及び音声（電磁的記録媒体等に記録されたものを含む。）をいう。

(ドライブレコーダーの設置)

第3条 島原地域広域市町村圏組合管理者（以下「管理者」という。）は、公用車にドライブレコーダーを設置するものとする。ただし、公用車の構造上等により設置できない公用車については、この限りではない。

(管理責任者等)

第4条 公用車を所有する組合事務局等にドライブレコーダー及びデータの管理運用を適正に行うため管理責任者及び操作取扱者を置くものとし、次の者を充てるものとする。

名称	管理責任者	操作取扱者
事務局	事務局総務課長	事務局総務課総務係長
消防本部 島原消防署 南島原消防署	消防本部総務課長	消防本部総務課総務係長 島原消防署消防1課長 島原消防署消防2課長 島原消防署北分署長 南島原消防署消防1課長 南島原消防署消防2課長 南島原消防署布津分署長 南島原消防署有馬分署長 南島原消防署口之津分署長

2 操作取扱者は、管理責任者の指示によりデータの解析又は保存を行うものとする。

(データの取扱い)

第5条 データの記録媒体は、ドライブレコーダー本体に常時装着するものとし、データは、記録媒体の容量の上限に達すると上書きし、古いデータから順次自動で消去する設定を行うものとする。ただし、次条の目的に利用する場合は、管理責任者の承認を得て操作取扱者が記録媒体をドライブレコーダー本体から取り出すことができるものとする。

2 データは、他の記録媒体に複写してはならない。ただし、管理責任者が承認した場合は、この限りではないものとし、その複写の操作は操作取扱者が行うものとする。

(データの利用制限)

第6条 データは、次に掲げる目的以外に利用し、又は提供してはならない。

- (1) 交通事故又はトラブル等の状況及び原因を明らかにするために、その当事者若しくは当事者から委任を受けた保険会社等の代理人又は捜査機関から提供を求められたとき。
- (2) 刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）の規定に基づき、捜査機関から犯罪捜査を目的として提供を求められたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、法令に基づき提供を求められたとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、自然災害その他、管理者が特に必要と認めるとき。

(データの提供申請)

第7条 前条各号のいずれかの目的でデータの提供を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、島原地域広域市町村圏組合ドライブレコーダーデータ提供申請書（様式第1号）（以下「申請書」という。）に次に掲げる事項を記載のうえ、管理者へ提出しなければならない。

- (1) 提供を受けようとする者の名称、所在地及び代表者又は責任者の氏名
- (2) 提供を受けようとする目的及びその理由
- (3) 提供を受けようとするデータの内容

2 管理者は、前項の規定による申請書を受理し、利用目的等を審査のうえ適正と認めるときは、申請者へ島原地域広域市町村圏組合ドライブレコーダーデータ提供許可書（様式第2号）を交付し、データの提供を行うものとする。この場合において、提供するデータは、必要最小限の範囲とし、原則として申請者が持参した記録媒体に複写して提供する。

3 管理者は、前項の許可をする場合は、申請者に対して次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) データを適正に管理すること
- (2) 目的以外の利用及び第三者への無断提供を行わないこと
- (3) 目的を達成したとき又は当該目的が達成されることが判明したときは、速やかに映像の消去、記録媒体の返却又は破砕等必要な処理を行うこと

(個人情報の管理)

第8条 データに関する取扱いは、この要綱に定めるもののほか、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）の規定によるものとする。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項については、管理者が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（令和5年3月27日告示第17号）

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

島原地域広域市町村圏組合ドライブレコーダーデータ提供申請書

年 月 日

島原地域広域市町村圏組合 管理者 様

申請者 住 所

団体（会社）名

代表（責任）者名

印

島原地域広域市町村圏組合公用車ドライブレコーダーの設置及び管理運用に関する要綱第7条第1項の規程により、データの提供について申請します。

利用の目的	<input type="checkbox"/> (1)交通事故又はトラブル等の状況及び原因を明らかにするため <input type="checkbox"/> (2)刑事訴訟法の規定に基づく犯罪捜査のため <input type="checkbox"/> (3)前2号のほか、法令に基づくもの <input type="checkbox"/> (4)前3号のほか、自然災害その他によるもの
利用の理由	
データの内容	※データを特定できるように具体的に記入願います。

様式第2号（第7条関係）

島原地域広域市町村圏組合ドライブレコーダーデータ提供許可書

年 月 日

様

島原地域広域市町村圏組合
管理者

印

年 月 日付けで提供申請がありました下記データにつきまして、島原地域広域市町村圏組合公用車ドライブレコーダーの設置及び管理運用に関する要綱第7条第2項の規程により、下記条件を付して提供を許可します。

利用の目的	<input type="checkbox"/> (1)交通事故又はトラブル等の状況及び原因を明らかにするため <input type="checkbox"/> (2)刑事訴訟法の規定に基づく犯罪捜査のため <input type="checkbox"/> (3)前2号のほか、法令に基づくもの <input type="checkbox"/> (4)前3号のほか、自然災害その他によるもの
利用の理由	
データの内容	
提供の条件	1. データは適正に管理すること。 2. 目的以外の利用及び第三者への無断提供は行わないこと。 3. 目的を達成したとき又は当該目的が達成されないことが判明したときは、速やかに映像の消去、記録媒体の返却又は破砕等必要な処理を行うこと。